

日進まちづくりの会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は非営利の活動団体「日進まちづくりの会」という。
以下「本会」という。

(事務所)

第2条 本会は、下記に住所を置く。
〒470-0122 日進市蟹甲町中島 277 の 1 にぎわい交流館内

(目 的)

第3条 本会は、人と人との絆を大切にしながら、すべての人々が住み慣れた環境でのびのびと生活でき、安全に安心して暮らすことのできるまちづくりに寄与することを目的とする。

(事業の種類)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、非営利活動に係る事業として、次の事業を行う

- (1) 講演会・映画会・コンサート事業
- (2) 被災者、弱者支援事業(災害被災者の保養事業など)
- (3) 観光、観劇事業
- (4) その他、本会の目的に沿った事業

第2章 会 員

(種別)

- 第5条 本会の会員は、正会員及び賛助会員とする。
2. 正会員は本会の目的に賛同し、本会の運営に参画する個人とする。
 3. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同するとともに活動に協力する個人及び団体とする。

(入 会)

- 第6条 本会に、会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書を提出し、理事会の承認を得なければならない。
2. 理事会は、前項の入会申込者が第5条第2項、第5条第3項の条件に適合するときは入会を認める。
 3. 理事会は、第1項の入会申込者の入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。
 4. 賛助会員として入会を希望する者は、所定の入会申込書で申し込むものとする。

(入会金及び会費)

- 第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。但し、当面は徴収しない。
2. 本会に納入した入会金及び会費の返還を求めることはできない。

(会員資格の喪失)

- 第8条 会員は、死亡又は次の各号の一に該当する場合は、その資格を喪失する。
- (1) 退会したとき
 - (2) 除名されたとき
 - (3) 本会が解散したとき
 - (4) 本会の運営もしくは活動に参画できなくなったとき

(退 会)

- 第9条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を1ヶ月より前に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決を経て除名することができる。但し、この場合においては、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の会則、諸規定又は総会の議決に違反したとき
- (2) 本会の目的趣旨に反する行為があったとき
- (3) 本会の名誉を傷つけ又は本会の運営に支障を及ぼすと認められたとき
- (4) 申し出なく会費を1年以上滞納したとき

(抛出金品の不返還)

第11条 前条または前前条の規定により、退会又は除名されたものは、本会の資産(入会金、会費及びその他の抛出金品)等についていかなる請求権も有しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 本会に次の役員をおく。

理事 8名以上 15名以内
監事 2名以内

2. 理事のうち1名を代表とし、3名以内の副代表をおくことができる。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において正会員のなかから選任する。

2. 代表および副代表は理事の互選により選任する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(職務)

第14条 代表は、本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は、代表を補佐し、代表に事故あるとき又は代表が欠けたときは、代表があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、会則及び総会の議決に基づいて会務を執行する。
4. 理事は、理事会の議決に基づき、本会の個別職務を処理する。
5. 監事は、以下に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) 本会の財産状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、本会の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は理事会に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合は、総会を招集すること。
 - (5) 理事会に出席し、必要があれば意見を述べること。若しくは理事会を招集すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選出された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その任期中であっても、総会の決議により解任することができる。この場合その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反または役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。

2. 役員には、その職務を執行するために要した費用を支弁することができる。
3. 役員費用の支弁に関して必要な事項は、理事会の議決を経て代表が細則で定める。

(顧問)

第18条 本会に、顧問若干名をおくことができる。

2. 顧問は、理事会の推薦により、代表が委嘱する。
3. 顧問は、理事会に出席して意見を述べるることができる。

第4章 会 議

(種類及び開催)

- 第19条 会議は、総会及び理事会とする。
2. 総会は、通常総会及び臨時総会とし、通常総会は、毎年1回開催する。
 3. 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会で必要と認められたとき。
 - (2) 正会員の5分の1以上からの請求があったとき。
 - (3) 第14条第5項5号の規定により、監事が招集したとき。
 4. 理事会は、毎年4回開催するほか、必要に応じて随時開催する。

(構 成)

- 第20条 総会は、正会員をもって構成する。
2. 理事会は、理事をもって構成する。

(招 集)

- 第21条 会議は、監事が招集する臨時総会を除き、代表が招集する。
2. 会議の招集は、会議を構成する正会員又は役員に対して、会議の目的及び審議事項、日時及び場所を記載した書面をもって、原則として開催日の1週間前までに通知しなければならない。

(会議に付議すべき事項)

- 第22条 通常総会には、次の事項を付議する。
- (1) 事業計画及び収支予算。
 - (2) 事業報告及び収支決算。
 - (3) 役員を選任又は解任。
 - (4) 会則の変更。
 - (5) 本会の解散又は合併。
 - (6) 前号のほか、理事会または監事より付議された事項。

(議 長)

- 第23条 総会の議長は、出席者による互選とする。

(定足数)

- 第24条 会議は、総会にあたっては、これを構成する正会員の過半数、理事会にあたっては、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。ただし、総会においては第25条の第2項で定める議決権を行使するものを含める。

(議 決)

- 第25条 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。
2. 正会員は、総会の議決権の行使を、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって委任することができる。
 3. 前項の場合における前条の規定については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 会議の日時及び場所。
 - (2) 総会においては、正会員数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者数付記)、理事会においては出席者名。
 - (3) 審議事項。
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果。
2. 議事録は会員に開示し、事務局が保管する。保管期限は5年とする。

第5章 運営組織

(委員会および部会等)

- 第27条 本会は事業の円滑な運営を図るため、理事会の議決を経て、委員会及び部会等の組織を置くことができる。
2. 委員会及び部会等の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を経て、細則で定める。

(事務局)

- 第28条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。
2. 事務局には、事務局長及び経理部長を置く。
 3. 事務局長および経理部長は理事とする。
 4. 事務局の組織及び運営に関する事項は、理事会の議決を経て、細則に定める。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第29条 本会の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された資産。
 - (2) 入会金及び会費。
 - (3) 寄付金。
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) 資産から生ずる収入。
 - (6) その他の収入。

(資産の管理)

- 第30条 本会の資産の管理は、経理部長が行い、理事会へ報告する。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計の原則)

第32条 本会の会計は、証拠諸書類を適正に整理し、適正に処理しなければならない。

2. 会計の書類として下記の書類を作成し5年間保管しなければならない。

- (1) 資産および負債の状況。
- (2) 収支計算書。
- (3) その他、理事会で必要と認めるもの。

(事業年度)

第33条 本会の事業年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第34条 本会の事業計画及び収支予算は、毎事業年度ごとに策定し、総会の議決を経なければならない。

2. 事業計画および予算は、成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て変更することができる。

(事業報告及び決算)

第35条 本会の事業報告書及び決算書類は、毎事業年度終了後1ヶ月以内に、第32条2項の書類とともに監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

2. 決算上、剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第36条 この会則は、総会において、正会員総数の2分の1以上の同意を得なければ、変更することができない。

(解散)

第37条 総会の決議に基づいて本会を解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の同意を得なければならない。

(残余財産の処分)

第38条 本会が解散するときの残余財産の帰属は、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て寄付先を明記する。

第8章 雑 則

(施行細則)

第39条 この会則の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定め、総会で報告する。

(電子的記録)

第40条 本会則に規定する書面による提出及び通知等に関して、同等の内容のE-MAIL等の電子的手段をもって実施した場合であっても、書面と同等にみなす。

附 則

1. 本会則の施行

この会則は、2015(平成27)年 1月 1日から施行する。